緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る

月次支援金　「事前確認」に関するご案内

2021 年 4 月以降に実施される**緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により**、売上が 50%以上減少した中小法人・個人事業者等の方向けに「月次支援金」が給付されます。申請のためには、事前に広島商工会議所等の「登録確認機関」で「事前確認」を受ける必要があります。

給付対象について

ポイント 1	緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
ポイント 2	2021 年の月間売上が、2019 年又は 2020 年の同月比で 50%以上減少

給 付 額	＝2019 年又は 2020 年の基準月の売上－2021 年の対象月の売上		
中小法人等	上限 20 万円/月	個人事業者等	上限 10 万円/月
対 象 月	緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち、同措置の影響を受けて、2019 年又は 2020 年の同月比で、売上が 50%以上減少した 2021 年の月		
基 準 月	2019 年又は 2020 年における対象月と同じ月		

月次支援金　申請の流れ（広島商工会議所会員の場合）

ステップ１．『申請 ID の発番』

「申請 ID（C で始まる 9 桁の番号）」を、月次支援金 HP より取得してください。

ステップ２．『事前確認』

本申請の前に、登録確認機関である広島商工会議所より「事前確認」を行います。
別紙『事前確認依頼書』に必要事項をご記入ください。また、必ず代表者ご自身が項目 1 ～14 をご確認いただいた上で□に☑およびご署名いただき、FAX にてお送りください。
FAX 受信後、事業所の情報を確認し、本所より代表者宛にご連絡いたします。

（※）「事前確認」は、不正受給等への対応として、あくまで営業実態と制度理解の確認を行うものであり、給付対象であるかどうかの判断は行いません。

ステップ３．『月次支援金の申請』

本所で「事前確認」を受けた後、マイページより申請が可能になります。
また、申請前に『緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の 影響緩和に係る月次支援金の詳細について』という資料を、必ずご一読ください。

広島商工会議所の「月次支援金」事前確認は、以下の 1 と 2 を共に満たす会員に限定して実施します。

1．月次支援金事務局 HP から「申請 ID」を取得済であること。
2．事前確認実施時点で会員であること。

制度に関するお問い合わせ
月次支援金事務局
TEL　0120-211-240
（IP 電話等の場合 03-6629-0479）

「事前確認」に関するお問い合わせ
広島商工会議所商業振興課
TEL　082-222-6691
shogyo-team@hiroshimacci.or.jp

送信先：　広島商工会議所 商業振興課行（FAX ０８２－２２２－６００６）

事前確認

月次支援金　事前確認依頼書　【広島商工会議所 会員用】

以下、必要事項を全てご記入および☑の上、上記まで FAX して下さい。
受信後、事業所様の登録情報を確認し、本所より代表者様にご連絡いたします。

１．事前確認依頼者情報

①事業形態	□法人（法人番号を記入：　　） □個人事業者等（事業所得）　□個人事業者等（主たる収入が雑所得・給与所得）		
②事業所名		③代表者名	
④電話番号		⑤代表者生年月日 （個人事業者等のみ記入）	（西暦）

※収集した個人情報は当月次支援金の申請手続き及び当所の会員管理や情報提供以外には使用しません。
※２営業日経っても本所より連絡がない場合は、お手数ですが本所までお電話下さい（本紙未達の可能性があります）。

２．事前確認の確認項目

以下 1～14 を法人代表者または個人事業主本人が確認した上で、全ての□に漏れなく☑を入れて下さい。

□１．**当事業所は、広島商工会議所の会員です。**　［会員番号（わかれば）　　］

□２．広島商工会議所による事前確認は、**「申請者が給付対象であるかどうかの判断を行わないこと」**、並びに**「支援金の給付を確約するものではないこと」**を認識しています。

□３．事前に月次支援金ホームページから仮登録を行い、**申請 ID を取得しました。**

申請 ID（C で始まる９桁の番号）		申請 ID 取得時に登録した電話番号	

□４．緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業や不要不急の外出・ 移動の自粛により売上が減少していたとしても、**前年又は前々年の同月比で売上が 50%以上減少**しなければ（申請特例を用いる場合はその該当要件を満たさなければ）、月次支援金の給付要件を満たさないことを認識しています。

□５．前年又は前々年の同月比で売上が 50%以上減少したとしても、**緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業や不要不急の外出・移動の自粛による影響**ではない場合は、月次支援金の給付要件を満たさないことを認識しています。

□６．事業を実施していない、サラリーマンやアルバイト、学生等は、月次支援金の給付対象ではないことを認識しています。

□７．月次支援金の給付を受けた場合、「2019 年以降の確定申告書、帳簿書類」及び「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響の証拠書類」には **7 年間保存する義務**及び**中小企業庁又は事務局から求められた場合に速やかに提出する義務がある**ことを認識しています。

□８．「地方公共団体による対象月における休業・営業時間短縮の要請に伴う協力金の支払い対象となっている事業者」、「公共法人」、「風営法上の性風俗関連として届出義務のある者」、「政治団体」、「宗教法人」、「暴力団を排除していない事業者」は**給付対象外**であることを認識しています。

□９．今後事業を継続する意思を持っていない場合や事業の継続及び立て直しのための取組を対象月以降に継続的に行っていない場合（廃業又は破産等を予定している場合等）は給付要件を満たさないことを認識しています。

□10．代表者又は個人事業者等本人が**『宣誓・同意書』**（様式６）を全て読んだ上で自署しました。

□11．一時支援金又は月次支援金の給付の申請について、いずれかの申請が不給付となった場合には、全ての一時支援金及び月次支援金について受給資格を失って返還等の義務を負うなどすることを認識しています。

□12．月次支援金の不正受給又は無資格受給を行った場合や書類の保存義務・提出義務を遵守しなかった場合、事務局等の調査に応じなかった場合、『宣誓・同意書』に違反した場合には、全ての一時支援金及び月次支援金について受給資格を失って返還等の義務を負うなどするほか、**特に不正受給の場合には受給額に延滞金及び２割の加算金を加えて返還する義務を負う**ことや、**氏名等の公表**及び**刑事告発**され得ることを認識しています。

□13．この依頼は、月次支援金の**「事前確認」の申し込み**であり、**「本申請」ではない**ことを認識しています。

□14．上記並びに『宣誓・同意書』（様式 6）、『緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金の詳細について』の内容を、**代表者が確認しました**。月次支援金のための「事前確認」を依頼します。

記入日		代表者署名（自署）	

広島 CCI 記入欄	担当者	備考	□TEL □入力 □報告
	確認完了日		

（0616）